

むつ市議会第264回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和7年6月26日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第25号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第2 議案第26号 むつ市産業会館条例の一部を改正する等の条例
- 第3 議案第27号 むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第28号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第29号 工事請負契約について
(むつ市湯野川温泉濃々園建設工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第6 議案第30号 財産の取得について
(むつ市消防団むつ消防団第6分団配備の消防ポンプ自動車を、老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第7 議案第31号 むつ市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第8 議案第32号 市道路線の廃止について
- 第9 議案第35号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第36号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第37号 むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第38号 工事請負契約について
(仮団地橋架替工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第13 議案第39号 財産の取得について
(更新時期を迎えたこと及びシステム標準化に対応した機器とする必要があることから、住民情報システム用パソコン及び当該システムに統合されるパソコンを更新するためのもの)
- 第14 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第15 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第16 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第17 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に
関する条例の一部を改正する条例)

【議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第18 議案第40号 令和7年度むつ市一般会計補正予算

第19 議案第41号 令和7年度むつ市水道事業会計補正予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第20 議員提出議案第5号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

1 番	高	橋	征	志	2 番	杉	浦	弘	樹
3 番	佐	藤		武	4 番	工	藤	祥	子
5 番	濱	田	栄	子	6 番	櫻	田	秀	夫
7 番	住	吉	年	広	8 番	白	井	二	郎
9 番	富	岡	直	哉	1 0 番	村	中	浩	明
1 1 番	野	中	貴	健	1 2 番	佐	藤	広	政
1 3 番	東		健	而	1 4 番	中	村	正	志
1 5 番	井	田	茂	樹	1 6 番	浅	利	竹	二 郎
1 7 番	岡	崎	健	吾	1 8 番	佐 々	木	隆	徳
1 9 番	佐	賀	英	生	2 0 番	大	瀧	次	男
2 1 番	佐 々	木		肇	2 2 番	富	岡	幸	夫

説明のため出席した者

– 205 –

事務局長
總括主幹
主任主査

立	花	一	雄
畑	中		涉
池	田	雅	文
山	崎	拓	也
鈴	木	明	人
菊	池		亘

教育部長	道長民部事	舎長	部部長	部課査	部課事
水	下	活	庁	務	務
上局市生理	大所	煙	務室	務任	務
總市公	總總主	總總主	總總主	總總主	總總主

福	山	洋	司
小	田	晃	廣
松	本	邦	博
立	花	幸	一
佐々木			大
岩	崎	李	恋

次主主	長幹任
-----	-----

石田隆司
佐藤孝悦
浜端快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、6月16日に開催されました議会運営委員会において、むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例については、本日議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、6月18日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長より、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、5月13日から16日まで実施した産業建設常任委員会の行政視察報告書及び5月20日から23日まで実施した民生福祉常任委員会の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元に配信しております。

次に、6月24日市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第17 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第25号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から、日程第17 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの17件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。
総務教育常任委員長。

（11番 野中貴健議員登壇）

○11番（野中貴健） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案5件、報告3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち、報告第15号につきましては、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決定し、ほか5議案及び2報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決及び承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第30号 財産の取得についてありますが、理事者側から、むつ消防団第6分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのものであり、契約の相手方は有限会社丸栄消機、取得価格は3,333万円であるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第31号 むつ市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。理事者側から、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく財政上の特別措置を活用するため、むつ市過疎地域持続的発展計画の一部を変更するものであり、具体的には、令和7年度に実施する「大畑漁港施設への照明灯設置事業」、「木野部橋長寿命化修繕事業」、「脇野沢橋長寿命化修繕事業」、「川内町松川地区の急傾斜地整備事業」、「大畑小学校の便器の洋式化改修に係る環境整備事業」の5つの事業に、過疎対策事業債を充当するため、計画変更を行うものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、過疎対策事業債を活用して事業を行う場合は、その都度計画を変更する認識でよいのかとの質疑があり、理事者側から、当計画は令和3年度から令和7年度までの計画であり、令和3年度の当初の計画に含まれていない事業に対し、過疎対策事業債を活用する場合には、当計画に事業を追加することになるとの答弁がありました。

次に、議案第35号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度に係る情報提供、意向確認等を行うことにより、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第36号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業が拡充されることから、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、条例改正により職員がより働きやすい環境となる認識でよいのかとの質疑があり、理事者側から、改正により柔軟な働き方を選択できることとなり、部分休業を拡充する制度となっているとの答弁がありました。

次に、議案第39号 財産の取得についてであります。理事者側から、更新時期を迎えたこと及びシステム標準化に対応した機器とする必要があることから、住民情報システム用パソコン等を更新するためのものであり、契約の相手方は、株式会社東京堂、取得価格は、3,370万9,940円であるとの説明がありました。

これに対し委員から、単価を比較した場合に、より安価なノートパソコンで全て購入した方がよいと考えるが、そうしなかった理由について質疑があり、理事者側から、ノートパソコンは、選挙管理委員会で期日前投票をするときに使用するため、機動性が必要なことからノートパソコンとしており、デスクトップパソコンについては、セキュリティ面及びこれまで使用しているものを基本的には据え置き形で使用するため、デスクトップパソコンを選択しているとの答弁がありました。

次に、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、むつ市税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、軽自動車の種別割に係る二輪車の車両区分の見直しに係る改正等をしたものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、施行日が令和8年以降となっているものが2件あるが、その2件を議案として上程せず、専決処分した理由について質疑があり、理事者側から、国から示される改正案の内容では、施行日に区別はなく一式として示されており、その内容を市の条例と見比べ条例の改正を行っているが、その中で、それぞれ違う施行日の

議案を提出するよりも緻密で漏れのない事務が合理的かつ効率的に行えるよう専決処分として条例改正を行っている。また、税改正の内容を速やかに整備することで、施行日までの間に改正等があった場合に対応できる状態にしておくことが重要と判断したためであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、地方自治法の規定等を鑑みれば、施行日が令和8年以降のものを区分し、議案として議会へ上程すべきと考えるが、本条例を専決処分するにあたり、そのような議論はあったのかとの質疑があり、理事者から、専決処分にあたっては、議論の結果、むつ市の場合は、県、国からの通知に基づき、これまでも一体的な改正として専決処分を行い、その上で議会での慎重なる審議をお願いしているとの答弁がありました。

次に、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、半島振興法の一部改正及び半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、半島振興法の有効期限が10年間延長されたことから、本条例の有効期限も10年間延長するとともに、固定資産税の不均一課税に係る適用期間を令和7年3月31日から令和9年3月31日まで2年間延長するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、本条例の有効期限は令和17年3月31日となっており、改正による軽減措置適用期間が令和9年3月31日となっているが、軽減措置適用期間が終了した場合は、令和17年まで順次、条例改正を行っていくこととなるのかとの質疑があり、理事者側から、これまでの経緯を踏まえると、適用期間に係る省令の改正が行われた場合は、今後も同様の対応になるものと認識して

いると答弁がありました。

次に、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、固定資産税の課税免除に係る適用期限を令和7年3月31日から令和10年3月31日まで3年間延長したものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、産業建設常任委員長の報告を求めます。
産業建設常任委員長。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） 産業建設常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第26号 むつ市産業会館条例の一部を改正する等の条例についてであります。理事者側から、市の地域産業の活性化を図り、既存の観光物産の機能に加え、新たな産業活動の創出拠点として運営を行うほか、むつ来さまい館及び

むつ下北観光物産館の設置目的を統合するほか、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、来館者増加に伴う駐車場不足への懸念について質疑があり、理事者側から、建物の改修後、各団体と協議して必要な分の駐車場の確保について検討していくとの答弁がありました。

また、別の委員から、まちなかオフィスの貸し出しと今後の指定管理について質疑があり、理事者側から、現在むつ下北観光物産館に入居している団体のほか、むつ商工会議所、また、現在むつ商工会議所に入居しているむつ法人会及びアクサ生命保険株式会社への貸し出しを想定しており、想定している全ての団体への貸し出しが決まれば、ほかに貸し出しできる事務室はなくなる。また、指定管理については今年度中に来年度以降の指定管理についての協議をすることになっているとの答弁がありました。

次に、議案第28号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、理事者側から、下水道の区域縮小に伴い令和6年度末にむつ市都市計画審議会においてむつ都市計画下水道の変更を決定したことから、当該条例に規定されている公共下水道の処理区域面積、処理人口及び1日最大処理能力を変更するため、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の変更により処理人口がどれくらい減少したのかとの質疑があり、理事者側から、むつ処理区では2万3,800人から5,340人に、大畑処理区では4,200人から2,560人に減少したとの答弁がありました。

次に、議案第29号 工事請負契約についてありますが、理事者側から、むつ市湯野川温泉濃々園の建設工事及び建築工事に係る工事請負契約を

締結するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第32号 市道路線の廃止についてありますが、理事者側から、今回廃止とする路線の田屋・奥内線は森林管理署との併用林道の協定解除により廃止するもので、当該路線は一部が東通村内にあるため、道路法の規定により東通村議会の議決及び東通村長の承諾が必要であり、令和7年3月12日に東通村議会で可決され、3月17日付で東通村長からの承諾の通知を得たものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第37号 むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例の一部を改正する条例についてありますが、理事者側から、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の条文整理をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第38号 工事請負契約についてありますが、理事者側から、大畑地区の仮団地橋梁替工事に係る工事請負契約を締結するためのもので、入札を6月8日に執行し、契約の相手方は指名競争入札により大畑振興建設株式会社が落札、契約金額は2億9,920万円であるとの説明がありました。

これに対し委員から、工事請負金額の変更等について質疑があり、理事者側から、今回の契約金額については詳細な見積もりを金額に反映しているが、最近の物価高騰による影響があった場合、請負業者と協議しながら工事を進めていくとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、民生福祉常任委員長の報告を求めます。
民生福祉常任委員長。

(10番 村中浩明議員登壇)

○10番(村中浩明) 民生福祉常任委員会に付託されました議案2件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち議案第25号につきましては委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか1議案、1報告については全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第25号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。理事者側から、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度として「乳児等通園支援事業」が創設されたことに伴い、令和7年10月から事業を開始するため、国の基準をもとに設備や運営に関する基準を定めるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、最低基準を上回る取組を行っている事業者への評価、支援及びその水準を確保するためのチェック体制について質疑があり、理事者側から、今後、事業者においては外部からの評価を受ける形になり、チェック体制に関しては市が認可を行うので、運営基準の遵守については市が指導・監査を行うことになるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、安全計画の内容の確実な実行について質疑があり、理事者側から、安全基準に関しては、乳児等通園支援事業に関わらず、法律上義務づけられている保育施設等の安全基準に基づき遵守されるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、本制度に基づき令和7年度において市から事業所に対して交付される補助金の内容について質疑があり、理事者側から、補助金に関しては国の基準に基づいた金額で、1時間あたり、0歳児で1,300円、1歳児で1,100円、2歳児で900円となり、障がい児等を受け入れた場合は400円、医療的ケア児で2,400円の加算措置があるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、令和7年度の本制度の利用料金等について質疑があり、理事者側から、利用者の負担額は1時間あたり300円で、利用料の減免については、生活保護世帯であれば0円、住民税非課税世帯であれば1時間あたり60円の負担となるとの答弁がありました。

また、別の委員から、本事業を行う場合の保育士数の不足見込みについて質疑があり、理事者側から、本事業は市から認可を受けた保育施設等において実施できる範囲で行うこととなり、専任の保育士を配置する一般型か、空き定員枠を活用して実施する余裕活用型かを各施設において判断していただくことになるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、本案には様々な問題点が含まれていることから反対であるとの討論がありました。

次に、議案第27号 むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、令和5年4月にこども基本法が施行されたことを受け、市では「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策推進計画」及び「少子化社会対策基本法に規定する事項」を一体のものとした「第1期むつ市こども計画」を策定する

こととしていることから、こども・子育て会議の構成員には、こどもの貧困や、こども・若者に関連した分野の知見を有する方の参加が必要と考え、委員を増員し会議の効率的・効果的な運用を図るため条例を改正するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、増員となる委員の構成について質疑があり、理事者側から、子ども食堂及び障がい福祉関係者並びに弁護士等を想定しているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、条文の「子ども・子育て支援」を「こども施策」に改めた理由について質疑があり、理事者側から、「むつ市こども計画」が、こども支援だけではなく、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策推進計画」も含まれる計画となるため、これまでよりも広範囲な計画になることから、「こども施策」に改めるものであるとの答弁がありました。

次に、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、地方税法施行令の一部改正に伴い、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるほか、低所得者層に対する軽減措置を拡充するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、影響を受ける対象世帯数等について質疑があり、理事者側から、限度額引き上げの対象世帯は、基礎課税額に係る世帯が72世帯、国民健康保険加入世帯全体に対する割合では0.97%、後期高齢者支援金等課税額に係る世帯が74世帯、全体の1.0%となり、軽減措置拡充の対象世帯は、軽減なしから新たに2割軽減に該当する世帯が29世帯、全体の0.4%、2割軽減から5割軽減に新たに該当する世帯が30世帯、全体の0.4%、それぞれ増加しているとの答弁があり

ました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました13議案、4報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第25号

○議長（富岡幸夫） まず、議案第25号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。議案第25号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、反対

討論を行います。

この事業は、こども誰でも通園制度とも言われ、保護者の就労要件を問わず、保育所を利用できる制度です。孤立する子育てと不安に応え、親の就労にかかわらず、全てのこどもの育ちを応援するという理念は大事です。

保育所等に通っていないゼロ歳児である6か月から、満3歳未満のこどもが対象で、利用方法は月10時間の枠内で、時間単位で預けられるというもので、現在は試行的に行われています。2026年度から、全国の自治体で本格事業を目指し、むつ市もこの乳児等通園支援事業をスタートさせるための条例を制定するものです。

今は試行的事業で、市町村が実施主体であり、内容、水準の確保等、市町村が責任を持っていますが、来年度からは本格実施の際には、利用者と事業者との直接契約の制度となり、直前でも予約できる制度となっています。市の保育に対する責任は後退することになるのではないのでしょうか。

この制度では、利用者である6か月から3歳未満のこどもが月数回だけ保育所にやってくるわけで、泣きっ放しという状況も起こり得、ほかのこどもへの影響もあり、全体的な保育の質が担保できないのではという声もあります。毎月異なるメンバーのこどもを受け入れながら集団生活をつくり出すことは大変でしょう。

このモデル事業を実施した神戸市の実施状況報告アンケートを見ました。保護者の利用の意義を問う項目で、育児に関する負担感の軽減につながるという声が一定あり、これはこの制度のメリットだとも思います。しかし、保育士の「誰でも通園のこどもが泣きやまない」、「在園児の保育が予定どおり進められない」、「誰でも通園制度のこどもにかかる時間、労力が増えた」、「職員の確保が大変難しい」、「人件費に対する支援を願いたい」との声が多数書かれていました。

日本の保育士の配置基準は、諸外国と比べ低く、保育士1人が見るこどもの数が多過ぎるのが現状です。そこに新たなこどもの短時間日替わりで来るとなれば、現場の負担はさらに増えます。慣れない環境に置かれるこどものストレスも懸念されます。

世間は、保育所に入所しているか否かという流れになっています。このように、不備の多いこの制度に対し、危惧の声が上がっています。こんなやり方ではなく、保育士の処遇改善と配置基準の抜本的改善を行い、まず誰でも通園の土台をつくるように国に求めるべきと考えます。

このように、様々な懸念を持つこの制度に対して反対いたします。

○議長（富岡幸夫） 次に、7番住吉年広議員。

（7番 住吉年広議員登壇）

○7番（住吉年広） 公明党、公明・自由会派の住吉年広でございます。議案第25号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、賛成の立場から討論いたします。

本条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律を受け、乳児等やその保護者が安心して利用できる通園支援事業の最低基準を市として明確に定めるものです。その内容には、施設の衛生や安全確保に加え、職員の研修、安全計画の策定、保護者との連携、感染症対策、苦情対応など、現場での実情に即した実務的な手当てが丁寧に盛り込まれており、単なる制度にとどまらない実効性ある支援の基盤が期待されます。

制度の基盤整備として、財政的な補助も確実に改善されています。令和6年度までは、こどもの年齢にかかわらず、1時間850円の補助でしたが、令和7年度からは、ゼロ歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円と年齢別に単価が引き上げられ、さらに障がい児等を受け入れた場合は400円、医療的ケア児で2,400円という加算措置が

あり、きめ細やかな支援が可能となる改善が図られています。

こうした制度を先行して展開している自治体の一つが青森市です。青森市では、モデル事業として令和6年7月1日から試験的事業が展開され、令和7年1月末時点で、市内8か所の保育所等で延べ122人の方が実際に利用されています。さらに、令和7年5月1日時点では、その受入施設は17か所まで拡大しております。「月10時間だけでも預かってもらえるのは本当に助かる」との声が利用者から届いており、制度が現実に必要とされ、広がっていることを私たちは受け止める必要があります。

こうした事例は、制度の整備が完璧になるのを待つのではなく、まず始めることの意義を私たちに教えてくれています。確かに制度を始めるだけでは不十分かもしれません。しかし、不十分だから始めないのではなく、不十分だから始めながら改善していく、この姿勢こそが政治と行政に今求められるのではないのでしょうか。

それでも、今この瞬間にも支援を必要としている乳児とそのご家庭が確かに存在しています。そして、その存在があることを私たちは決して忘れてはなりません。

この条例は、むつ市がこどもたちの命と育ちに対する責任を主体的に引き受け、制度を整えながら現場とともに育てていく出発点となるものです。私たち議員は、党派や立場の違いを超えて、こどもたちの育ちと保護者の安心を支えるという共通の責任を負っています。

議会は、こどもたちと保護者のためにある、この原点を胸に、制度の整備にとどまらず、そこに人の思いと温かさが届くよう、不断の改善を後押しいたします。私自身、引き続き現場の声を受け止め、制度の育成に取り組んでまいります。

条例について、どうか議員各位におかれまして

も、支援を必要とする全てのご家庭に希望と安心を届ける一歩となることをご理解いただき、幅広いご賛同を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第25号についてご異議がありますので、電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第71条第5項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

押し間違い等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 押し間違い等なしと認め、確定します。

（賛成者19人、反対者2人）

○議長（富岡幸夫） 賛成多数であります。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第26号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第26号 むつ市産業会館条例の一部を改正する等の条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第27号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第27号 むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第28号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第28号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第29号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第29号 工事請負契約について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市湯野川温泉濃々園建設工事(建築工事)に係る工事請負契約を締結するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第30号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第30号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市消防団むつ消防団第6分団配備の消防ポンプ自動車を、老朽化に伴い更新するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第31号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第31号 むつ市過疎地域持続的発展計画の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第32号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第32号 市道路線の廃止について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第35号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第35号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第36号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第36号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第37号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第37号 むつ市特

定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第38号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第38号 工事請負契約について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、仮団地橋架替工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第39号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第39号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、更新時期を迎えたこと及びシステム標準化に対応した機器とする必要があることから、住民情報システム用パソコン及び当該システムに統合されるパソコンを更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第15号

○議長（富岡幸夫） 次は、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、1番高橋征志議員。

（1番 高橋征志議員登壇）

○1番（高橋征志） 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（むつ市税条例の一部を改正する条例）の専決処分を承認することに対し、反対します。

理由は、この専決処分が地方自治法の規定に反しているからです。そのことについて、4つの論点から述べさせていただきます。

まず1点目、今回のむつ市税条例の一部改正について、提案理由は「軽自動車税の種別割に係る二輪車の車両区分の見直しに係る改正等」とされており、実際には軽自動車税のほか住民税における特定親族特別控除と加熱式たばこに係るたばこ税についての改正も行われています。これらの施行日は、軽自動車税は本年4月1日ですが、特定親族特別控除は来年、令和8年1月1日、たばこ税に至っては、来年の令和8年4月1日であり、1年後に施行される内容が、既に今年3月31日付で改正されています。

次に2点目、地方自治法との関係性についてですが、本来条例の改正は地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決が必要です。この本来議会の議決が必要である条例改正を議決なしに専決処分する根拠は、地方自治法第179条第1項です。この第179条は、議会が成立しないときなどの理由に限り専決処分が可能であることを定めており、今回の専決処分においては、特に緊

急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときという条文以外に適用される規定はありません。

しかし、前述のとおり、特定親族特別控除とたばこ税の改正は、いずれも令和8年の施行であり、議会で審議する時間は十分にあります。ゆえに、地方自治法が規定する専決処分の要件に該当しないことは明白です。

3点目、法令解釈についてです。新版「逐条地方自治法」第9次改訂版においては、専決処分を行うための議会を招集する時間的余裕がないことの認定について、自由裁量ではなく規則裁量に該当するものであって、長の認定には客観性がなければならぬとされ、長の認定が客観的に誤っていた場合は、その処分が違法となるとされています。

また、全国町村議会議長会が発行する「議員必携」では、地方自治法における専決処分についての規定が現在の形となった平成18年の法改正の趣旨について、その運用に当たって、制度の趣旨を逸脱することがないようにすべきであるとの観点から、専決処分が可能となる場合を緊急性を要する場合に限定して明確化するためと、専決処分の恣意的な運用の防止が法改正の趣旨であったことが記されています。

地方自治法には、第179条以外に専決処분을定めている条項はありません。また、その第179条の解釈について、首長の自由な裁量により専決処分ができると示している文献などありません。無論地方自治法以外に専決処분을定めている法律もありません。

したがって、法に基づいた手続を行う以上は、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことの客観性がなければなりません。

一方で、処分する事件の内容が軽微であるとか、効率性などの事務手続上の理由は専決処分できる

理由にはなり得ません。

最後に4点目、このことに対する市の見解ですが、常任委員会においては緻密で漏れのない事務が合理的かつ効率的に行えるよう専決処分であったり、緊急を要するというわけではなくて、今回は国からの通知による市税条例の整備といった説明がありました。これらは、いずれも地方自治法第179条にのっとった事務であることの説明にはなっておりません。むしろこの緊急を要するというわけではないという説明からも、本件が地方自治法から逸脱した専決処分であることは明らかです。

また、これまでも同じように専決処分してきたという趣旨の説明もありましたが、誤りに気づいた時点で、それを正すのは当然であり、法の逸脱を正当化する理由にはなりません。

以上のことから、論理的帰結として、今回の税条例の改正のうち、令和8年に施行となる部分の一部改正を専決処分したことは、地方自治法の規定に合致せず、法から逸脱した不当な専決処分であると考えます。

本件は、地方自治、ひいては民主主義の原則を揺るがすものです。議案は、否決すれば効力は発生しませんが、専決処分は議会が承認せずとも効力が生じます。今後同様の専決処分が市民生活への影響を及ぼす危険性は看過できません。そのことを鑑みれば、決して容認すべきではありませんし、地方自治法に背く手続を市議会として容認してはならないと考えます。

したがって、本報告を承認することに反対します。

○議長（富岡幸夫） 次に、16番浅利竹二郎議員。

（16番 浅利竹二郎議員登壇）

○16番（浅利竹二郎） 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、賛成の立場で討論させていただきます。

地方自治体が定める税条例は、国が定める地方税法に基づいて制定されており、地方税法が改正された場合は、それに関連する税条例についても改正の必要が生じるものと理解しております。

令和7年3月31日に公布された地方税法の改正法は、令和7年4月1日施行日のほか、本定例会以降の施行日を含め改正もありますが、改正内容につきましては一体として公布されております。これに伴い、むつ市税条例の一部を改正する条例についても、一体として専決処分されたものと理解しております。

施行日が令和8年1月1日となっております個人住民税に関わる改正の内容につきましては、令和7年の収入に関わることであり、市民の皆様や地方税財源への影響を総合的に勘案し、自治体は速やかに周知することとされております。

また、施行日が令和8年4月1日となっております加熱式たばこに関わる課税標準の特例規定の新設に伴う改正の内容につきましては、国たばこ税の見直しに伴う改正であり、消費者や事業者に対する予見可能性の配慮等から、こちらも速やかに周知することとされております。

いずれにいたしましても、このたびの条例改正の内容につきましては適切なものであり、また地方税法の改正のタイミングに合わせて速やかに条例を整備することは、地方税法との整合性、市民への迅速な周知、合理的な事務の執行の観点からも妥当であると認められます。

今回の専決処分につきましては、手続について審議することにより、その内容について審議されるべきと考え、本案の承認に賛成いたします。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

報告第15号についてご異議がありますので、電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第71条第5項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

押し間違い等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 押し間違い等なしと認め、確定します。

（賛成者18人、反対者1人）

○議長（富岡幸夫） 賛成多数であります。よって、報告第15号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第16号

○議長（富岡幸夫） 次は、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は委員長報告のとおり承認されました。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第18号は委員長報告のとおり承認されました。

◎日程第18～日程第19 議案一括上程、 提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第18 議案第40号 令和7年度むつ市一般会計補正予算並びに日程第19 議案第41号 令和7年度むつ市水道事業会計補正予算の2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(山本知也市長登壇)

○市長(山本知也) ただいま追加上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

これら2議案は、国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることから、物価高騰に対応するための生活支援として、令和7年7月使用分から9月使用分までの3か月分の水道基本料金の一部を減額するためのものであります。

はじめに、議案第40号 令和7年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、3,977万2,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、413億5,238万3,000円となります。

◇報告第17号

○議長(富岡幸夫) 次は、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第18号

○議長(富岡幸夫) 次は、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

まず、歳出についてであります。諸支出金に水道基本料金の一部を減額する水道料金支援事業費に係る負担金を計上しております。

次に、歳入についてであります。国庫支出金に歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

次に、議案第41号 令和7年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、水道料金支援事業の実施により、収益的収入において営業収益を3,977万2,000円減額し、減収分に係る一般会計からの繰入れにより営業外収益を3,977万2,000円増額するものであります。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました2議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、11時45分まで暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました2議案については、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご了承願います。

◇議案第40号

○議長（富岡幸夫） まず、議案第40号 令和7年

度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

1 番高橋征志議員。

○1 番（高橋征志） それでは、今回の補正予算につきまして、2点質疑いたします。

まず、今回物価高騰対策として水道料の減額ということですが、これまで1月の補正予算から燃料券ですとか、キャッシュレス決済ですとか、ごみ袋ですとか、もろもろあった中で、今回水道料金の減額という支援事業を選択した理由につきましてお伺いいたします。

2点目ですが、今回の支援事業の内容、基本料金の一部の減額ということがありましたけれども、この一部の詳細につきまして、お知らせください。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

まず、今回なぜ水道料金の減額としたかということについてお答えいたします。今回市に交付されます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は約3,000万円となっており、これまで交付となった額よりは少額となっております。物価高騰の影響を受けております多くの市民の皆様に対する施策について、庁内で検討を重ねた結果、事務費を最小限にして、より多くの市民の皆様へ効果のある施策を行うということで、水道料金の基本料金について月額550円の3か月分を一部減額することとしたものでございます。

○議長（富岡幸夫） 上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（小田晃廣） 基本料金の一部の詳細についてお答えいたします。

本事業は、物価高騰が続く中、市民の皆様の生活に直結いたします水道基本料金を一部軽減し、家計を支援することを目的に国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施するも

のであります。

具体的には、令和7年7月使用分から9月使用分までの水道基本料金において、口径13ミリメートルから25ミリメートルまでの全給水世帯を対象に消費税込みで月額550円、3か月で計1,650円の負担軽減を図るものでございます。

減額に当たりましては、市民の皆様による申請などの手続は不要でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 水道料金が減額になるということで、いいことではあるのですが、月額550円が3か月ということで、初め基本料金が全額無料になるのかなと思っていたら、550円だということで、ちょっと金額に驚いているのですが、市の水道料金の基本料金というのは、税抜き1,660円だと思いますが、今回減額する金額が1か月税込み550円だということなのですが、こちらの積算根拠をお知らせください。

それから、先ほど財務部長の説明で、事務費を最小に抑えるという話がありまして、今回約4,000万円で水道料金3か月の減額ができるわけなのですが、1月に補正予算を組んで、燃料券だとかペイペイだとかいろいろやったときに、事務的な経費が、例えば燃料券ですと3,300万円、ペイペイのキャッシュレスだと360万円とか経費がかかっていまして、ほかに福祉灯油とかもありますので、当時トータルで4,000万円以上の諸経費がかかっていました。ですので、例えば水道料金の減額メニューを初めからやっていけば、この諸経費として外に出ていった分が市民に還元できたかなと思うのですが、その辺についての考え方をお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 基本料金の詳細の部分については、上下水道局長から答弁をさせていただきます。

すけれども、今回水道料金を選択した理由、これまで物価高騰対策におきまして、キャッシュレスキャンペーンなどの事業をしてきた経緯についてお知らせをさせていただきます。

まず、燃料券の場合は、非課税世帯に燃料券相当分の金額が給付される、課税世帯に対しまして給付がなかった、そういった背景から、課税世帯にも燃料券のほうを配布させていただいたと。その事業の背景、目的がありますので、その当時、そのときに合った事業を選択させていただいております。

また、水道料金が減額されて、全市民が恩恵を受けられるかとなると、私の実家のように水道が通っていない世帯もあります。そういった中で、全ての事業におきましても、全員の市民が恩恵を受けられるような事業というのは非常に難しい、現金給付しかありません。そういった中でも、現金給付も給付の際には申請書を出して、口座を確認して、必ず事務手数料というのは発生します。

先ほど財務部長からも答弁をさせていただきましたけれども、今回国からの交付金が非常に少なかった影響もありまして、そこにさらに事務費がかかるとなると、本当に恩恵を受けられる市民がどのぐらいいるのだろうと。そういったことも踏まえまして、一番恩恵が受けられるのではないかとということで、今回こういう選択になりましたけれども、金額ですとか、その時期の背景ですとか、市民が求めるもの、今後もそういったことを勘案して事業を選択してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（小田晃廣） 積算根拠についてお答えいたします。

今回市に交付されます交付金の額が約3,000万円であるということを踏まえまして、対象を口径13ミリメートルから25ミリメートルまでの、主に

家庭用の給水世帯約2万4,100戸とした上で制度設計を行ったものでございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 最後になりますけれども、今の説明だと2万4,100戸、国からの交付金が3,000万円入ってきて、対象世帯が2万4,100戸だからということで、単純に割り算をした結果550という数字を出したということよろしいですか。550円が出た根拠というのが、先ほどの答弁だといまいち分からなかったのですけれども、その辺もう一度お願いしたいのと、先ほど市長から、水道を使っていないところは恩恵がないというふうにありましたけれども、そこはちょっと確認なのですが、今回の支援事業の対象にならない戸数というのは幾らになるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（小田晃廣） お答えいたします。

積算根拠につきましては、月額550円の減額ということで、口径13ミリメートルから20ミリメートルの水道基本料金の約30％に当たります。今回限られた財源の中で、より多くのご家庭に一定の支援を図ること、また一定の負担軽減を実感していただけるように、支給対象や期間とのバランスを踏まえ設定したものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

もう一点ですが、対象外という世帯ですけれども、約250戸になります。

○議長（富岡幸夫） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第40号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

ます議案第40号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◇議案第41号

○議長（富岡幸夫） 次に、議案第41号 令和7年度むつ市水道事業会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第41号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議員提出議案上程、提案
理由説明、質疑、討論、
採決

◇議員提出議案第5号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第20 議員提出議案第5号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番佐々木隆徳議員。

（18番 佐々木隆徳議員登壇）

○18番（佐々木隆徳） 議員提出議案第5号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、むつ市議会議員の定数を、次の一般選挙から20人に改めるためのものであります。

当市の人口は、議員定数を30人から26人とした平成23年10月には約6万4千人、議員定数を22人とした令和元年10月には約5万7千人でありましたが、直近では5万1千人を切る状況となっており、今後も逡減が見込まれています。

全国の自治体議会では、人口減少等に伴う議員定数の見直しが議論されているところであり、当市議会においても見直しの声が高まったことを受け、議員それぞれの考えのもと、議員定数検討会議及び議員協議会を開催し検討してきたところであります。

市議会が主体性を持って定数を見直し、必要最小限の議員数で最大の効果を上げることが、市民の負託にこたえるべき使命と判断したところであり、全議員の意思統一には至りませんでした。次のむつ市議会議員一般選挙から定数を20人とすることに賛同する議員20名をもって提案するもの

であります。

以上が上程されました議員提出議案第5号の提案理由であります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行いますが、ここで議事整理のため、12時20分まで暫時休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 零時20分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議員提出議案第5号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第5号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番佐藤武議員。

（3番 佐藤 武議員登壇）

○3番（佐藤 武） 日本共産党の佐藤武です。議

員提出議案第5号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

本案は、むつ市議会議員の定数を次の一般選挙から現在の22人から20人に削減するものです。提案理由で述べられている必要最小限の議員数で最大の効果を上げることが市民の負託に応えるべき使命と判断したとされていますが、必要最小限とする客観的な根拠はありません。他の自治体の人口に対する議員数は、参考にはなりますが、それぞれの自治体の持っている独自の歴史、文化、特徴があります。議員定数は、こうした様々な要因を考慮に入れて考えるべきものと思います。

健全な地方自治を考える場合には、議員定数は非常に重要な中心的な問題であると言わざるを得ません。議員定数を削減することによって危惧する点が幾つかあります。

現代社会は、多様性の時代です。市民の考え方も多様になっています。議員定数を減らすことは、そうした市民の多様な願いや要求を市政に届けて生かすことが困難になることが考えられます。また、二元代表制の下で定数が少なくなると、市政のチェック機能が低下することも考えられます。

市議会議員は、地域代表ではありませんが、もちろん市民全体の代表であるということですけれども、現実的には旧町村の声が届きにくくなることが考えられます。

平成の大合併後、旧町村の人口減少が急速に進み、行政サービスの提供が低下しているという市民の声を多く聞きます。こうした現実が加速されることも危惧される点です。

以上の理由から、本議案に反対します。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議員提出議案第5号についてご異議がありますので、電子採決システムにより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第71条第5項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 押し間違いなしと認め、確定いたします。

（賛成者19人、反対者2人）

○議長（富岡幸夫） 賛成多数であります。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（富岡幸夫） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第264回定例会を閉会いたします。

午後 零時25分 閉会